

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年（令和7年）には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、政府及び国会は、次の事項について、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1. 認知症基本法の円滑な施行に総力を挙げること。
2. 地方自治体へ認知症施策推進計画の策定において適切な支援を行うこと。
3. 地方自治体の組織体制の強化を推進すること。
4. 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備をすること。
5. 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充を行うこと。
6. 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築を推進すること。
7. 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月22日

豊中市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆・参両院議長

各あて